

学位研究第15号 平成13年11月 (研究ノート・資料)  
[大学評価・学位授与機構 研究紀要]

アイルランド高等教育における品質保証  
— 高等教育訓練資格カウンシル (HETAC) —

Quality Assurance in Irish Higher Education -  
The Higher Education and Training Awards Council

シェーマス・パーシェイル  
訳 吉川 裕美子

Séamus PUIRSÉIL  
Translated by YOSHIKAWA Yumiko

はじめに .....	125
アイルランドの教育制度 .....	126
アイルランドにおける第3レベル教育 .....	128
全国学位評議会 .....	129
1999年資格（教育・訓練）法 .....	131
生涯学習 .....	137
欧州連合の発展 .....	138
ABSTRACT .....	140

# アイルランド高等教育における品質保証

— 高等教育訓練資格カウンシル (HETAC) —

Quality Assurance in Irish Higher Education -  
The Higher Education and Training Awards Council

シェーマス・パーシェイル\*

訳：吉川 裕美子\*\*

## はじめに

本日、お招きに預かったのは、私がアイルランドで会長を務めている高等教育訓練資格カウンシル (HETAC) について話をするためである。2001年は、大学評価・学位授与機構 (NIAD) が創設10周年、改組後1周年を迎えた記念すべき年だが、アイルランドでも高等教育セクターに数々の大きな変化を見ている。こうした変化は私が代表を務めている機関に多大な影響を与えており、その影響は今後しばらくの間続くとと思われる。実際のところ、HETAC、高等教育訓練資格カウンシルは全く新しい機関であり、1999年資格 (教育・訓練) 法 (Qualifications (Education and Training) Act) の下に2001年6月11日にアイルランド政府により設立された。1972年から存在していた全国学位評議会 (National Council for Educational Awards, NCEA) の法的な後継者でもある。HETACはその前身であるNCEAと同様に、大学セクター (university sector) 外の第3レベルで行なわれる教育に対して学位を授与する組織であり、HETACの今後の仕事の多くは、これまでNCEAによって成し遂げられてきた事業を基礎に、さらにそれを強固にすることにある。

本日の発表を進めるにあたり、まずアイルランドの教育制度の基本的構造について、とくに高等教育セクターと近年このセクターを特徴づけている発展に関連させながら概略を示したい。この概観はHETACの役割と機能をその前後関係のなかで捉えるのに役立つであろうし、必然的にHETACの前身であるNCEAの設立とその20年以上に亘る事業を含むものとなろう。第二に、1999年資格 (教育・訓練) 法の要点、NCEAの解体、そしてその後継者であるHETACの設立を手短かに述べたい。第三に、わがHETACは発展のきわめて初期の重大な段階にあるわけだが、資格法の中に規定されているHETACの将来の役割と機能を、可能なかぎり描写したいと考える。最後に、欧州連合 (EU) を通じて起こっている並行した発展というコンテキストの中で、これはボローニャ宣言とそこで謳われているヨーロッパ高等教育圏の設立に向けた動きの結果として生じているのだが、こうしたコンテキストの中でアイルランド高等教育セクターにおける

---

\* Séamus Puirseil 高等教育訓練資格カウンシル 会長

\*\* 大学評価・学位授与機構 学位審査研究部 助教授

本稿は、大学評価・学位授与機構「学位授与事業10周年記念研究会」(2001年9月26日)の講演原稿である。

HETACの役割を位置づけてみたいと思う。

## アイルランドの教育制度

アイルランドにおける教育の伝統は長く、高い評価を得ている。この伝統は初期キリスト教時代に遡るもので、アイルランドは西洋世界に対する主要な教育供給者の一つという位置にあった。今日なお教育はアイルランドできわめて尊重されている。これは、教育が歴代政府による優先事項であることと、世界で最高就学率を誇る国に数えられるという事実で反映されている。教育に対する全責任は、アイルランド政府の構成員である教育科学大臣に帰属し、下院(Dáil)に対して責任を負う。アイルランドの教育制度には国立(State)と私立の学校が入り混じっているが、主流を占めるのは国の資金と規制を受けた学校である。アイルランド人生徒は初等・中等レベルの教育を大部分無償で受けられ、第3レベルの教育には手厚く補助金が支給されている。アイルランドの教育に全面的な責任を有する機関は教育科学省である。

教育はアイルランド憲法の下で基本的権利と定められている。アイルランドの教育は4つの主要なレベルに分けられる。第1レベルつまり初等教育、第2レベルつまり初等後教育、職業・継続教育、そして第3レベルつまり高等教育である。義務教育は6歳で始まるが、4歳児の65%および5歳児の大部分はすでに初等学校で学んでいる。初等教育は(6歳で入学した場合)6年間で、6歳未満で入学した者の就学期間は6年よりも長くなる。義務教育は1972年に1年延長されて15歳までとなっており、さらに16歳にまで延ばす計画が現在進められている。

第2レベルつまり初等後教育は、さらにジュニア・サイクルとシニア・サイクルの2つのサイクルに区分される。ジュニア・サイクル(Junior Cycle)は3年間で、ジュニア・サーティフィケート(Junior Certificate)を取得して終了する。この資格は、中核3科目であるアイルランド語、英語、数学と、科学または技術科目、その他3科目から構成される。一方、シニア・サイクルは2年間で、中等教育修了証書(Leaving Certificate)の取得に至る。中等教育修了証書を目指す前に、生徒は1年間の移行プログラム(transition programme)の履修を選択することもできる。中等教育修了証書試験を受験する生徒はふつう6科目から9科目を学習する。これらの科目は上級レベル(higher level)か標準レベル(ordinary level)で受けることができる。

第3レベルつまり高等教育への進学は、主として中等教育修了証書の達成度に基づいて行なわれる。第3レベル機関が国の資金提供を受けている場合、その機関への入学にあたって基礎となるのは中等教育修了証書試験での成績と関連づけられたポイント・システムである。フルタイムの学部課程への申請は、大部分が中央申請局(Central Applications Office, CAO)を通じて実施される。第3レベル教育への進学は、アイルランドでは非常に競争率が高い。生徒は毎年1月に、希望するコースと大学に優先順位を付けて申請書に記入する。試験結果が処理されると、生徒は高得点の6科目をもとに等級づけられる。このうち少なくとも2科目は、上級レベルで受

講した科目でなければならない。これが入学の最低要件である。志願者が極めて多いプログラムに学籍を得るには、生徒は非常に高い点数を取らねばならない。試験結果が芳しくない生徒は、希望した優先順位のランキングよりもはるかに低いプログラムに学籍を提供されることもあり得る。

第3レベルの機関で提供されるコースに加えて、中等レベルの教育を終えた生徒には、幅広い職業教育訓練コースが提供されている。職業教育訓練コースに含まれるのは、中等教育修了証書取得後コース (Post-Leaving Certificate Courses, PLCs)、見習い訓練、コミュニティ・トレーニング・ワークショップ、成人教育プログラムである。

標準年齢	教育レベルおよび機関		
17 - 24	第3レベル		
		大学	技術科学インスティテュート 私立カレッジ
17 - 20	最初の職業教育&訓練		
		中等教育修了証書取得後コース (VPT2)	見習い訓練
15 - 17	第2レベル, シニア・サイクル (中等教育修了証書; 応用中等教育修了証書/職業中等教育修了証書 VPT1)		
	任意の中等学校	コミュニティ&コンプリヘンシブ	職業学校
12 - 15	第2レベル, ジュニア・サイクル		
	任意の中等学校	コミュニティ&コンプリヘンシブ	職業学校
4/6 - 12	第1レベル		
	公立学校		私立&特殊学校
義務教育			

(Heraty et al, 'Vocational Education and Training in the Republic of Ireland: institutional reform and policy developments since the 1960s' in *Journal of Vocational Education and Training*, Vol. 52, no. 2, 2000).

## アイルランドにおける第3レベル教育

アイルランドにおける第3レベルの教育システムは、伝統的に、大学セクター (university sector)、技術科学セクター (technological sector)、および教育カレッジ (colleges of education) から成り立っている。これらの機関は実質上すべて国から資金提供を受け、自治権を有し、自律的に管理運営されている。そのうえ特に近年では、多数の私立カレッジ (independent private colleges) が発展してきている。私立カレッジは専門職資格を附与するビジネス関連のコースを主に提供しているが、公式に認められたディプロマと学位を授与している例もある。第3レベル教育の就学者数は、1965年の18,500人から今では100,000人を超えるまで増加した。こうした就学者数の急速な増加は、中等レベルでの卒業率の上昇、人口動態の変化、そして第3レベル教育への進学率の上昇を反映したものである。現在、若者の大多数は第3レベルに進み、そのうち約半数の者が学位レベル (degree-level) プログラムを目指している。

今日、アイルランド共和国には1997年の大学法 (Universities Act) で認められた7校の大学 (Universities) がある。

- ・ 国立アイルランド大学、ゴールウェイ (The National University of Ireland, Galway)
- ・ 国立アイルランド大学、メイヌース (The National University of Ireland, Maynooth)
- ・ コーク大学カレッジ (University College Cork)
- ・ ダブリン大学カレッジ (University College Dublin)
- ・ ダブリン大学 (トリニティ・カレッジ) (The University of Dublin (Trinity College))
- ・ リメリック大学 (The University of Limerick)
- ・ ダブリン・シティ大学 (Dublin City University)

大学は、広汎な学問分野で研究を遂行し、それに加えて人文科学、自然科学、技術・社会科学、医学領域において学士 (Bachelor)、修士 (Master)、博士 (Doctorate) の各レベルで学位プログラムを提供する。さらに学士課程および大学院課程の一連のディプロマも付与している。これらの大学はすべて継続教育と幾つかの遠隔教育プログラムを有している。大学は自治権をもち、したがって自らの資格を認定し (validate) 授与する。高等教育局 (Higher Education Authority, HEA) は、教育科学省に代わって大学の仕事を監督する。

ダブリン技術科学インスティテュート (Dublin Institute of Technology, DIT) は22,000人の学生を擁する、アイルランドで最大の第3レベル機関である。上に挙げた大学と同様に、ダブリン技術科学インスティテュートは独自の学位を授与している。6校のカレッジから構成されており、そのカレッジとは科学技術カレッジ (Colleges of Technology) 2校、ケータリング・カレッジ (College of Catering)、マーケティング&デザイン・カレッジ (College of Marketing & Design)、商業カレッジ (College of Commerce)、音楽カレッジ (College of Music) である。

技術科学インスティテュート（Institutes of Technology, もとは地域技術カレッジRegional Technical Colleges）は、1970年代に継続技術教育の需要に応えるために導入されたもので、年を経るうちにアイルランドの第3レベル・システムに不可欠な部分となった。今ではアイルランド全国に位置する技術科学インスティテュート（IOTs）は13校を数え、商学（Business Studies）、人文科学（Humanities）、工学・技術（Engineering & Technology）、自然科学・医療補助（Science & Paramedicine）といった領域で、幅広い範囲の職業分野と学位資格レベル（全国サーティフィケートからPhDまで）に互り、商工業に関する教育・訓練をフルタイムとパートタイムの双方で提供している。技術科学インスティテュートは、概ね自律的に運営されているが、しかしながら（ダブリン技術科学インスティテュートを除いて）自ら学位・資格を授与することも、自らの学位・資格を認定することもできない。大学以外の第3レベル教育の普及に携わる技術科学インスティテュートならびに他の機関に関して、認定と学位授与の機能はつい最近まで全国学位評議会（NCEA）の責任であった。1999年資格（教育・訓練）法の施行以来、この機能はHETACに移されている。

公的資金で運営される第3レベル・セクターと並んで、かなりの数の私立訓練機関（independent private training institutions）があり、主にビジネスと専門職の訓練を行なっている。これらのカレッジが提供するプログラムの多くはNCEAの認定を受けていたもので、今後はHETACにより認定されることになる。

近年、大学および他の第3レベル機関の多くで（1年2学期の）セメスター制が導入されている。それに加えて、多数のプログラムがモジュール化されている。こうした変化によって意図されているのは、学生に、より大きな柔軟性を与えることである。

学士課程レベルの教育は、典型的にはテュートリアルによって補助される講義プログラムと、しかるべき場合に実際的なデモンストレーションと実験室での作業という方法で行なわれる。他方、修士の学位はふつうコースワーク、リサーチワーク、あるいは両者の組み合わせによって授与される。博士の学位は研究を基礎として授与される。

## 全国学位評議会

1972年に設立され、1979年に法定組織（statutory body）となった全国学位評議会（NCEA）は、非大学高等教育資格（non-university higher education qualifications）の授与権をもっていた。NCEAは、産業と科学技術の進歩によって教育に課された挑戦に応えるべく努力する一方で、大学外セクターにおける適切な全国のおよび国際的基準の維持を委ねられていた。さらにNCEAは、技術科学インスティテュートと他の第3レベル・カレッジの基準を定めて監督した。NCEAにより認定されたプログラムは、試験成績に応じて、学生がサーティフィケート・レベ

ルからディプロマ・レベル，学位レベルへと移動する機会を与えるものであった。NCEAが授与した学位・資格は，学会，専門職団体，商工業団体によって国際的に認められている。

### NCEAの学位資格の構造

NCEAが授与する学位と資格は，サーティフィケート・レベルから博士レベルまで広い範囲に及ぶ。個々の学位・資格はそれ自身で完全なものだが，学位・資格の「階梯」(ladder)の一部でもある。第2レベルの教育を上首尾に終えた学生は，全国サーティフィケートの取得につながるフルタイムで2年のコースに進学できる。このコースで平均以上の成績を取れば，全国ディプロマの取得に向けて先に進むことができる。さらに，ディプロマ・レベルで平均以上の成績を取った者は，学士の学位に通じる1年制もしくは2年制のプログラムに進むことができる。優等学士を得た者は，修士，そして博士の学位に向かって進むことが可能になる。

NCEAの確立した学位・資格レベルは以下のとおりである。

- ・1年サーティフィケート (One year Certificate) : 1年制のフルタイム (あるいはパートタイムで同等の) プログラム。
- ・全国サーティフィケート (National Certificate) : 2年制のフルタイム (あるいはパートタイムで同等の) プログラム。このプログラムは基本的に実践性と専門職業性を志向した幅広い基礎コース (foundation courses) である。大学外セクターの全学生の約56%はサーティフィケート・プログラムに在籍している。
- ・全国ディプロマ (National Diploma) : 全国サーティフィケート・プログラム後の1年制プログラム，もしくは3年制のフルタイム (あるいはパートタイムで同等の) プログラム。学生は自らの学習をさらに進めるために機関間を移動してもよい。約26%の学生がディプロマ・プログラムを受けている。ディプロマを目指す学生の約50%は全国サーティフィケートを取得しており，(1年制の) 追加ルートを進んでいる。
- ・学士学位 (Bachelor's Degree) : 全国ディプロマ・プログラム後の1年制プログラム，もしくは3年制ないし4年制のフルタイム (あるいはパートタイムで同等の) プログラム。前者の追加プログラムを受けることができるのは，その前提となるサーティフィケートおよびディプロマ・プログラムで高い水準の成績を取った者である。
- ・大学院ディプロマ (Graduate Diploma) : 一般的には1年制のフルタイムと同等のプログラム。特に職業上の再オリエンテーションを求める大学卒業者を対象に設計されている。
- ・修士学位 (Master's Degree) : 修士学位は，研究 (最低21か月間) か，あるいは教育プログラム (taught programme) を通じてのいずれかによって取得される。修業年限は通常1年である。
- ・博士学位 (Doctorate (PhD)) : 博士の学位は通常3年の研究プログラムの修了と論文の提出，および論文に対する口頭試問の結果により取得される。



このように段階づけられた資格システムは、学生が2年制のサーティフィケート・コースから始めて1年制のディプロマに進み、そのうち1年間の学習で追加の学位取得を可能にするものである。この進学の階梯システムは、大学システム（university system）の中では利用できないものであり、このシステムを進む者に、次のような幾つかの利点を与えている。

- ・学生は比較的短期の学習期間に続いて市場性のある資格を得、仕事に就き、職業経験の評価期間に続いて、取得した資格をさらに高めるためにフルタイムまたはパートタイムでカレッジに戻る機会を手にする。このシステムは、第3レベルの教育にアクセスできないと伝統的に考えられてきた社会階層出身の学生にとって魅力的である。
- ・このシステムは、第3レベルの教育を3年か4年受けた後に、何の資格も得ずに離学するかもしれない学生数を減少させるのに役立つ。発達の遅い者の助けともなる。彼らの多くは第2レベルを終える時点で、学士号を目指すのに十分な成績ポイントを取得していないか、あるいは適性を有していないかもしれない。しかし、このシステムによれば学生は自分のペースで、自分の能力のレベルを高めることができる。
- ・階梯システムはまた、個人が技術科学インスティテュート間を移動するのを可能にすることで柔軟性を与えている。全国サーティフィケートと全国ディプロマの取得者が、アイルランドと英国の双方で大学セクターのプログラム間を移動するための取り決めもなされている。

1972年にNCEAは、5校の技術科学インスティテュート（当時は地域技術カレッジ）の学生に51の全国サーティフィケートを授与した。その後25周年を祝した1997年までに、NCEAは47の機関の学生に、サーティフィケートから博士まで約150,000の学位と資格を授与している。以後、現在までにさらに60,000近い学位・資格を授与し、その数は合わせて200,000を超える。

NCEAは四半世紀以上に亙り、アイルランドの経済発展に主要な役割を演じてきた。創設以来、NCEAの資格を有する人々の需要は目覚ましく伸びている。NCEAの資格の地位と価値は保証されており、これからも高まるであろう。

## 1999年資格（教育・訓練）法

1999年資格（教育・訓練）法は、2001年6月11日に可決された。その前年の3月に法案が初めて公表された時に、大臣はそれを「学生の利益を促進し、保護する」一つの立法だと評した。この声明は、資格法の本質と内容の多くを反映している。この法律は確かに学習者に焦点を当てたものだ。つまり、学習経験の質とその成果が評価され維持される手段に注目しているのである。資格法はアクセス、進歩、移動のために明確な道を設け、私立カレッジが経営を止めようような場合に学習者を保護することに配慮している。この法律は、知識、技術、能力の基準を確立し発展させ、かつ全国的な資格枠組みの確立をつうじて、教育と訓練双方の学位・資格を調和させ比較するようなシステムを提供しようと努めている。

この目的のために、資格法は3つの組織の設立を規定している。すなわち、アイルランド全国資格局（National Qualifications Authority of Ireland, NQAI）、高等教育訓練資格カウンシル（Higher Education and Training Awards Council, HETAC）、継続教育訓練資格カウンシル（Further Education and Training Awards Council, FETAC）である。アイルランド全国資格局（NQAI）は「継続教育訓練および高等教育訓練の質の全般的な保証人」としての役を務める。この点に関してその機能の多くは2つのカウンシルに委ねられ、資格法の実際的な履行の大部分は、3つの組織間に確立される関係の性質と構造によって決定されることになる。

これらの組織によって確立される政策と手続きを予想することは不可能である。したがって本日の私の話は思弁的にならざるをえない。

全国資格局の目的は、資格法に概要が示されているとおり、大雑把に言えば以下のとおりである。

1. 学習者によって獲得される知識、技術、あるいは能力の基準と資格の枠組みを確立し、維持すること
2. 継続教育訓練の学位・資格と、大学外セクターでの高等教育訓練の学位・資格の基準を確立し、その維持を促進すること
3. アクセス、<sup>トランスファー</sup>移動、進歩を促進し、容易にすること
4. 資格枠組みの基礎となる政策と判定基準を確立すること
5. 資格枠組みの運用を<sup>レビュー</sup>審査すること
6. HETACとFETACによる機能遂行のための手続きを、両者と共に確立し、これらの手続きの審査を行なうこと
7. アクセス、移動、進歩のために教育・訓練プログラムの供給者によって実施されるべき手続きを決定し、公表すること
8. これらの手続きを実施する際に大学を促進しかつ助言し、HEAとその実施の審査を行なうこと
9. 大臣と協議し、助言すること
10. 学位・資格の相互承認を促進するために、国以外の授与組織と連携すること
11. 農業、ビジネス、商業、専門職、公共事業を含む産業界の、教育、訓練、技術、資格の要求について情報を集めること
12. 大臣によって立てられた政策を実行すること。

全国資格枠組み（national qualifications framework）の制定は、資格法のまさに核心だといつてよい。学習者を中心に据えた資格法の多くの規定が上首尾に履行されるかどうかは、全国資格枠組みの制定にかかっている。資格枠組みは、アクセス、進歩、移動の観点から、学習者に開かれている道について明瞭なイメージを与える。さらに資格枠組みは、他国の資格との比較や

等価性の確立を容易にする。それによって、国外での就業、留学を望んでいるアイルランド人学生と、この国での就業、継続学習を希望している外国人学生の双方の移動を促進するであろう。

資格枠組みは、さまざまな資格によって何が表されているかを学習者（および雇用者と一般国民）が理解できるようにすることを意図したのものである。いったい全国ディプロマは（あるいは他のいずれの資格も）、教育レベルと保有者の能力という観点から何を表すのだろうか。大学外セクターの内部あるいは外部での上昇機会という点から、その資格は保有者にとって何を表しているのだろうか。保有者が何を達成し、潜在的な従業員として合理的に何が期待されるかという観点から、資格は雇用者にとって何を表すのだろうか。この種の理解は、高等教育訓練の学位・資格の質と基準に対する信頼が維持され高められるために、欠くことができない。これはますます拡大し多様化する教育制度において、特にあてはまることである。

資格枠組みの制定は、資格法に含まれる品質保証手段の効果的な運用のためにも必要不可欠な要求である。それは学習者によって獲得されるべき知識、技術、能力に関して基準を定め、そうすることで教育・訓練プログラムの測定基準となる、いわば青写真を提供するであろう。

先に言及したように、全国資格局（NQAI）は、その機能の多くを2つの新しいカウンシルに委ねている。実際に履行する上で詳細の多くが構造、政策、手続きに基礎を置くことは明らかだが、それらをNQAIは2つのカウンシルと協力して、これから整備しなければならない。橋を架け、あるいは監督するというNQAIの役割は、このセクターにとって初めてのものである。質の保証と評価に関する資格法の規定について論ずるとき、この役割が教育訓練の供給者と学習者の双方を利するのにどれほど役立つかがわかるであろう。

上述した事柄に関連して、資格法の下でHETACに明らかに帰せられている機能を検討してみると、将来何が行なわれるかについて幾らか示唆が得られる。資格法に規定されているHETACの機能は以下のとおりである。

1. 高等教育訓練の学位・資格を授与し、高等教育訓練プログラムを認定（validation）するための政策と判定基準を確立し、公表すること
2. (a) カウンシルにより、あるいは学位・資格の授与権を委任されている供給者によって、ある学位・資格が授与される前に、学習者によって獲得されるべき知識、技術、あるいは能力の水準を決定すること、もしくは(b) カウンシル以外の組織によって授与された学位・資格の承認（recognition）をカウンシルに求める学習者によって獲得されるべき知識、技術、あるいは能力の水準を決定すること
3. 申請者に付与され、あるいは付与されるべき学位・資格を授与し、あるいは承認すること
4. 学習者の成績判定（assessment）に対して、供給者が公正かつ首尾一貫した手続きを確立し

ていることを保証すること

5. アクセス、移動、進歩のための手続きが供給者によって実行されていることを保証すること
6. 資格局を促進し、援助すること。

プログラムの認定 (validation) は、NCEAにとってそうであったように、新しい組織にとっても中心的な機能である。NCEAがこれまで私立カレッジについて行っていたのと同様に、HETACは学位・資格を認定し授与する。HETACによって実施される認定のプロセスは、明らかに今までNCEAが行ってきたコース認可 (approval) の手続きに基礎を置いている。だが、資格法の内容を考慮して、これらの手続きを修正する必要があることも明らかである。すでに指摘したことだが、HETACには高等教育訓練プログラムの認定に対する政策と判定基準を確立し公表することが求められている。私立であれ公立であれ、営利的であれ公的資金によるものであれ、機関は認定を得るためにそのプログラムがこれらの判定基準を満たすことを保証しなければならない。

HETACのやり方がNCEAのそれと著しく異なっているのは、起り得る認定プロセスの結果に関してである。資格法のセクション25(1)(4)は、プロセスに可能な2つの結果を詳述している。すなわち、(a) 認定はある条件に従って与えられる、(b) 認定は拒否される場合がある。HETACが認定を拒否するという規定は、全くの新機軸である。それは、HETACによって認定の申請を拒否された供給者は、1か月以内にNQAIにその決定を訴えることができるという規定を含むことで均衡が保たれている。この変化は、私が心から支持するものの一つである。それは認定プロセスをより開放的で透明なものにし、その結果、セクターの向上に役立つであろう。

学習者の利益を保護する規定は、資格法のセクション43(1)に規定されているとおり、HETACの認定を求める商業的かつ営利的な機関に対して強制的である。HETAC (ならびにFETAC) はまず、関係する供給者がしかるべき取り決めをしていることを確かめなければならない。それは、その供給者が当該プログラムの提供を止めるような場合に、学習者のために備えをしているということである。この規定は供給者が破産した場合と、HETACによって認定が撤回された場合の双方に当てはまるであろう。その規定は以下のとおりである。

- ・供給者は、学習者が他の供給者によって提供される類似したプログラムに移れるように、少なくとも他の2つの供給者としかるべき取り決めをすべきである。
- ・これが実行できない場合には、HETAC (あるいはFETAC) の同意を条件として、供給者は授業料の払い戻しのためにしかるべき貯えをもつべきである。この場合、HETAC (あるいはFETAC) が、学習者が移ることのできる代替プログラムを探すことを支援する。
- ・HETACもFETACも、しかるべき取り決めがなされていることに関連して、プログラムの登録簿を管理する。

・NQAIは、これらの登録簿が管理され、その内容の詳細を公表する形式および方法を決定する。

これもまた新機軸であり、学習者の利益の保護という資格法の根底にある原則を反映している。それは基本的な要求であり、どのプログラムの認定が審議されるよりも先に、すべての営利供給者（commercial provider）によって応じられなければならない。

HETACの下での認定プロセスは、NCEAによって以前に行なわれていたコース認可のプロセスと同じように、次に起こる質の評価と保証（quality assessment and assurance）の基礎を形成することになる。資格法のセクション28に概説されている質の保証手続きは割合に率直である。それは実施という点で供給者にもカウンシルにもかなりの挑戦となるが、支持されねばならない。すでに述べたように、HETACはNCEAの法的な後継者であり、NCEAは北アメリカ以外で最も古い品質保証機関である。それゆえ、アイルランドの大学外セクターにおける高等教育の質の保証は人跡未踏の地ではない。質の保証は、当初から大学外セクターの運営に必要不可欠であった。その結果、この点に関して私たちは、資格法の挑戦にうまく応えられる立場にある。コース認可、認定とレビューに関して、NCEAが初めから発展させてきた政策と手続きは、HETACが拡張し構築する基礎を与えてくれる。だからこそ、資格（教育・訓練）法が教育の「質をさらに改善し維持する」と言及することが適切なのである。

質の保証は、供給者にとって第一の責務であり、これからもそうあり続けるであろう。資格法の下で供給者は、HETACと協議して質の保証手続きを整備することが求められている。プログラムと機関の周期的なレビューというこれまでのシステムは、新しい評価（evaluation）プロセスに置き換えられるかもしれないが、これらのレビューが実施されてきた手法は、将来の評価の基礎となりうる。評価プロセスがどのような形式をとるかは、関係者との協議の結果によるであろう。

以前のNCEAの手続きと、資格法の下で供給者がとるべき手続きとの共通部分は明らかだ。資格法の下で評価は周期的に行なわれることになっている。これまでプログラムのレビューと機関のレビューは5年サイクルで行なわれてきた。資格法には教育と訓練のプログラムばかりでなく、これらのプログラムに関連したサービスについても評価の実施が規定されている。サポート・サービスと財源についての査定（assessment）は、機関レビューのプロセスに欠くことのできない一部である。質の保証手続きで目新しいのは、それが供給者に義務づけられており、評価のプロセスではなくむしろ評価が行なわれる方法だという点であろう。セクション28(2)は、以前には明記されていなかった国際的な面をプロセスに取り入れている。そこで規定されているのは、教育訓練のプログラム評価は、全国的ならびに国際的に比較できる能力をもった人物によって遂行されるべきだ、ということである。これはまた、私たちが学位・資格の質と比較

可能性を保証するうえで支持されねばならない発展でもある。学習者の移動性と雇用可能性を本当に考慮するならば、比較可能性は不可欠である。

学習者による評価を質の保証プロセスの一部として特別に含めることもまた新しい発展である。プログラムと機関のレビューを行なう際に、NCEAは学習者の評価を含むことを要求していなかった。しかし調査、インタビュー、その他の方法であれ、セクター内のいくつかの機関が自らの質の保証プロセスとして学習者の評価を含め、それを自然に自己評価報告書の一部としていることは指摘されるべきである。学習者による評価を包含することは、資格法を貫く学習者中心の主眼を反映したものであり、諸外国の高等教育セクター内に確立された質の保証の実践を映し出している。高等教育セクターは伝統的に、「教師が最高の知識をもつ」という原則に基づいて動いてきた（これは過去ばかりでなく、今なお多くの場合真実である）。しかしその一方で、学習者からのフィードバックの重要性に対する認識が高まっている。教育訓練プログラムについての学習者評価は、学習提供の様式と方法が多様化するにつれて、供給者と学位授与組織に対して有効性と実用性を示すますます重要な指標となるであろう。

HETACはこれらの結果を評価し、供給者によって実行されるべき勧告を作成するという責任を負っている。HETACはまた、次に挙げる事項をレビューする責任も負っている。(a) 上述した評価プロセスに関するものを含めて、機関内で、そして供給者によって行なわれる質の保証手続きの有効性 (effectiveness), (b) 評価プロセスから生じる結果ならびに関連する勧告に機関が取り組む有効性、である。このレビューの結果は、NQAIへの報告書の主題となり、さらに公表されることになる。この公表物ないしレポートには、供給者の見解を含めることが規定されている。実際、そのプロセスは2段階になるだろう。供給者は、HETACと協議して質の保証手続きを計画し、実行することが要求される。そしてHETACは、これらの手続きの有効性をレビューし、報告することが求められる。

おそらくこのプロセスの中で最も注目に値する新機軸は、評価プロセスから生じる機関の調査結果と、評価プロセス自体の有効性に関するHETACの評価との両方が公表されるべきだという要求である。レビュー・レポートの公表は、アイルランドの高等教育セクターでは見慣れないものかもしれない。しかし英国の高等教育機関との関係で、すでに英国における質のレビュー・プロセスに加わってきたアイルランドの機関にとっては、新しいものではない。英国の品質保証機関 (Quality Assurance Agency) は、レビュー・レポートの公表を必要としている。アイルランドで公表を要求することは、供給者に一つの挑戦を提起するであろう。それは説明責任と透過性を高めるために私たちが支持し、受け入れるべき挑戦である。

資格法の品質保証規定は、結局のところセクターの利益に、そして学習者と供給者の利益になるという効果を発揮するであろう。

資格法のセクション29は、サーティフィケートおよびディプロマ・レベル（すなわち準学位、sub-degree）での授与権の委任について規定している。資格法に要点が述べられているように、権限の委任は、独立したレビュー・プロセスを経た技術科学インスティテュート（チャーター、Charters）に限定され、諸条件に従うことになろう。委任された権限に関して教育訓練プログラムは、自己評価と独立したレビューによって基本的に5年ごとに行なわれる質の評価プロセスを当然受けなければならない。

アイルランドの教育は、世界的に高い評価を受けている。NCEAのブランドは、いわば確立したアイルランド政府のブランドであり、質の保証書である。それは世界中で広く認められてきたし、今後も認められ続けるであろう。HETACのブランドも同じように認められるであろう。こうした承認は、学位・資格の市場性を保証し、したがって学習者の移動性と雇用可能性を保証するものである。アイルランド高等教育の高い評判を守ることは、きわめて重要である。

資格（教育・訓練）法は、アイルランド経済の未曾有の成長の時期に生まれている。それは大きな社会的変化の時期に成立したものである。この社会的変化は部分的にはその経済成長の結果であるが、同時に科学技術の進歩、グローバル化のプロセス、人口動態の変化の結果でもある。私たちが高等教育セクターで直面するおそらく最大の挑戦は、提供するサービスを維持し確実に向上させながら、これらの変化に適合するという要求である。

## 生涯学習

十分に発展した教育訓練システムと、新しい技術を学ぶ順応性と意欲をもった労働者は、新しい知識社会において不可欠である。高等教育セクターは伝統的に、学校を卒業したばかりの者を受け入れてきた。今やこのプール以外からの入学者が増加するにちがいない。この点で、セクターの要求と社会の要求とが一つになる。ライフスタイルの変化、学習に対する姿勢の変化、そして産業界の急速に変化する要求は、実際には学校卒業者の標準的な予備軍をはるかに超えて入学者のプールを拡張するからである。

生涯学習政策は、人生初期の数年だけではなく、生涯に互って学習機会が提供されることを要求する。学習は多種多様な環境の中で行なわれることを認識しなければならない。産業界と他の地域サービスの間で、そして公式セクターと非公式セクターの間で、より大きな連携の開発が必要である。私たちは、質の高いサービスが、若者と成人の双方からなる広汎なグループの多様な要求に応えられることを保証しなければならない。しかし、成人学習者の要求は学校を出たばかりの者の要求とはかなり異なっており、供給者側の供給に対する姿勢の転換が欠かせない。効果的なパートタイム制の提供は、成人に対する供給の中核である。モジュール化と

科目ごとの証明書 (certification) もまた、学習者が自分のライフスタイルに学習パターンを適合させる手段を提供する。そのどちらもが、供給者側のより大きな適応と柔軟性を必要とするのである。

## 欧州連合の発展

新しい法律 (資格法) の施行から生じる挑戦は、これからも私たちの注意を喚起し続けるであろう。しかし、ヨーロッパと国際世界の中で高等教育に起こっている多くの変化もまた、私たちの注意を引きつけるにちがいない。その変化が私たちの活動に影響を及ぼすからである。アイルランドの高等教育セクターと継続教育セクターにおける全国資格枠組みの発展は、英国で、そしてヨーロッパの至る所で起こっている発展を反映したものである。英国では、品質保証機関 (QAA) が全国資格枠組みの整備に責任を負っている。この品質保証機関は、アイルランドのNQAIと同様に、高等教育の学位・資格の基準と供給の質に対する国民の信頼を高める目的で1997年に設置された独立組織である。時間をかけ多方面に互る協議と熟慮ののち、品質保証機関は、その枠組みがよって立つ基礎を概説する方針声明書を2000年10月に公表することになった。枠組み自体の公表と実施は直ちに進められ、2006-2007年度から授与される高等教育資格はすべてこの枠組みと一致することが期待されている。

同様の発展は、ヨーロッパを通じて起こっている。その多くは、高等教育の質の保証に関する欧州連合の勧告およびボローニャ宣言 (Bologna Declaration) によるものであり、それらは高等教育の質の保証に、より鋭く焦点を合わせる役目を果たした。実際、欧州連合の勧告とボローニャ宣言は、アイルランドの資格法が表している種類の発展を必要としている。

欧州会議 (European Council) が1998年に合意に達した共通の立場は、「高等教育の品質評価と品質保証に責任を負う当局間の協力を促進する必要を強調する」というものである。ヨーロッパ高等教育品質保証ネットワーク (European Network for Quality Assurance in Higher Education, ENQA) の設立は、この勧告から生まれた。

1999年のボローニャ宣言は、ヨーロッパ諸国の教育大臣による共同宣言であり、高等教育システムの構造を収斂させる方法で改革することを目指している。ヨーロッパの高等教育システムは、内外からの共通の挑戦 (高等教育の拡大と多様化、卒業生の雇用可能性、重要分野における技術不足、私学および国境を超えた教育の拡張) に直面しており、ボローニャ宣言は調和した改革、互換性をもったシステム、そして共通の行動の重要性を認識している。宣言は、単に野心的であるばかりではない。1999年のEAIE (European Association for International Education) 会議におけるギ・オーク (Guy Haug) 博士の基調演説から引用するならば、「ボローニャ宣言は、時として閣僚会議から出されるかなり曖昧な声明の一つではなく、ヨーロッパの高等教育の発



展に転換点を記す重要な文書である」。宣言は、所定の期間内に達成すべき共通の目標と特別の目的を定めている。その目標として宣言は、「市民の雇用可能性と移動性を高め、ヨーロッパ高等教育の国際的な競争力を増すためにヨーロッパ高等教育圏 (European space for higher education) を創造する」と定義している。目的の中には、資格に関して共通だが柔軟な準拠枠の採用、全署名国において学部と大学院レベルに分かれた2段階制の導入、比較可能な判定基準と方法をもった高等教育品質保証システムのヨーロッパ次元の発展などが挙げられている。さらに宣言は、主としてECTS (European Credit Transfer System) と互換性のある単位累積システムを用いて、学生の自由な移動を阻んでいる残された障害を取り除くことを定めている。

ボローニャ宣言の署名国がその目的を「政府間協力」("intergovernmental co-operation") ならびに高等教育機関と諸協会との共同作業によって進めるだろうことは当然だと思われる。署名各国の大臣は、ヨーロッパの高等教育機関および諸協会の代表とともに2001年5月にプラハで会合し、達成された進行状況を評価し、次に取るべき新しいステップについて合意した。

ヨーロッパ全体に互る資格のネットワークという文脈で見ると、アイルランドの資格法とその条項の潜在的な重要性和影響はますます明白である。私たちは一つに収束したヨーロッパ高等教育学位システムに向かって動いており、資格法はこの収束に加わるための私たちの最初の一步である。

アイルランドで、そしてヨーロッパを通じて、高等教育セクターは現在多くの挑戦に直面している。教育の提供方法と手段が多様化し、いっそう柔軟化するにつれて、質と基準の維持がますます必要になっている。たとえばオン・ライン学習や遠隔学習は、それぞれ難しい問題を孕んでいる。オン・ラインや通信などの手段を用いたコース提供とそのコースで学んだ学生の達成度に関して、学習の成果と達成された質は、通常の方法で提供されたプログラムのそれと水準において同等である、ということを私たちはどのようにして保証するのであろうか。

[ABSTRACT]

Quality Assurance in Irish Higher Education-  
The Higher Education and Training Awards Council

Séamus PUIRSÉIL\*

(translated by YOSHIKAWA Yumiko\*\*)

The Higher Education sector in Ireland has seen great changes in the year 2001. These changes have impacted hugely on HETAC, which the author represents, and will continue to do so for some time to come.

In fact, HETAC (the Higher Education and Training Awards Council) is an entirely new organisation, which was established by the Irish Government on 11 June 2001, under the Qualifications (Education and Training) Act 1999. It is the legal successor to the National Council for Educational Awards (NCEA) which had been in existence since 1972. Like its predecessor, HETAC is the awarding body for third-level education outside the university sector and much of the future work of HETAC will build upon and consolidate that which had been achieved by the National Council for Educational Awards.

In this paper, first the basic structure of the Irish system of education is outlined with particular reference to the Higher Education Sector and the developments which have characterised this sector in recent years. This outline will serve to contextualise the role and function of HETAC and will, necessarily, encompass the establishment and workings of HETAC's predecessor, NCEA, over the two decades of its existence. Secondly, it summarises the thrust of the Qualifications (Education and Training) Act, 1999, the dissolution of NCEA and the establishment of its successor body, HETAC. Thirdly, the future role and function of HETAC is described as provided for in the Qualifications Act, in so far as possible at this very early and crucial stage of this organisation's development. Finally, HETAC's role is placed in the Irish Higher Education Sector, within the context of parallel developments taking place throughout the European Union and which have come about as a result of the Bologna Declaration and the drive to create a European Space for Higher Education.

---

\* Chief Executive, The Higher Education and Training Awards Council

\*\* Associate Professor, Faculty of Assessment and Research for Degrees, The National Institution for